

文教福祉委員会会議録

- 1 日 時 令和5年9月6日(水曜日)
開会 午後2時27分
閉会 午後3時35分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 萱野哲也 副委員長 溝手宣良
委員 山名正晃 委員 小野耕作
" 深見昌宏 " 津神謙太郎
" 山口久子
(欠席) なし
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 西村佳子 同次長 宇野裕
同議事係主査 小野達司
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 政策監 難波敏文
総合政策部長 梅田政徳 政策調整課長 岡本紀子
総務部長 内田和弘 財政課長 横田優子
財政課主幹 岡真里
文化スポーツ部長 林直方 文化芸術課長 小野玲子
保健福祉部長 上田真琴 健康医療課長 白神洋
健康医療課主幹 竹下あけみ 福祉課長 江口真弓
福祉課主幹 田中章彦 こども課長 弓取佐知子
こども課主幹 木田美和 長寿介護課長 重信憲男
新型コロナウイルス感染症対策室主幹 大西隆之
教育長 久山延司 教育部長 加治佐一晃
教育総務課長 藤原直樹 教育総務課主幹 高谷直樹
学校教育課長 在間恭子 学校教育課主幹 難波昭彦
こども夢づくり課長 浅野竜治
監査委員 風早俊昭 監査委員 頓宮美津子
監査事務局長 矢吹慎一
- 6 付議事件及びその結果
別紙のとおり

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午後2時27分

○委員長（萱野哲也君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、認定第2号 令和4年度総社市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

それでは、質疑に入ります。

予算、決算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、次に款項目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はありますか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） 調書の447ページ、第1款総務費、第2項徴税費、第1目賦課徴税費、事業名、賦課徴税費のうち、この口座振替についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

口座振替の促進というのが実績強化、課題のところにもあって、これは徐々によくなってきているというふうに思います。これがよくなっているんですが、もう少しかなと、このもう少し、これを100%に目指すのが一番いいんでしょうけど、100%を目指すためにどういった取組をしていくのか。例えば、これがマイナンバーカードを皆さんがしっかり導入されたら、もうこれ簡単に達成していくようなことになっていくのかとか、やはりマイナンバーカードを含め、ただ単に口座振替でもなかなか年配の方はそういったところがおっくうでなかなか進まないとか、そういったところで、分析で分かっていることがあれば教えてください。そして、その対策、今後の取組とかも分かれば教えてください。

恐らく、この後、後期高齢者医療であったり、介護保険料でも同じようなことが出てくるので、ここで明確な答えがいただければ、そこではもう質問しなくて済むのかなというふうに思っております。ちょっとよろしくお願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 口座振替の利用促進というところでございますが。

口座振替自体は、令和3年度が3,985世帯の方がされておりまして、令和4年度であれば3,934世帯という形で、かなり多くの方が口座振替の御利用をいただいているというところでございますが。それをさらに促進いくといったことにつきまして、こういった制度があることというのは十分に周知していくということが一番大切だと思っておるところでございます。そういったことも含め、実際に収納のほうをしている税務課とともに、この口座振替の利用促進が進むように検討のほうは重ねていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 何か具体的な事由が、今で把握できているものがあれば、例えばもう口座を持ってない方もいらっしゃるんだとか、そういった手続を取ること自体がもう困難な状態なんであるとか、そういったところがあるのか。そうでない何か理由があれば、口座の今の3,000何件という部分ところで、かなり多くの方が口座振替に応じていただいているということでしたけど、応じていただけない方の何か理由が分かっていたら教えていただければ。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の再度の御質問でございます。

口座振替というのも一つのやり方ではございますが、一番いいやり方としましては年金天引きとか、そういったところで特別徴収ですか、そういったところの促進というのもございまして、そちらが1,784世帯ございます。普通徴収いわゆる自主納付、納付書で収める方、これが3,527件ということでございますので、その部分というところをどうしていくかということだと思っております。促進の具体というところはなかなか難しいところではございますが、そちらはちょっと検討をさせていただきます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありますか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。では、こちらの455ページ、第2款保険給付費、第5項出産育児諸費、第1目出産育児一時金、事業名、出産育児一時金でございますが、ここが単純に執行率がちょっと少ないのかなと、低いのかなと。支給件数の21件というのも、参考にここに書いてある数字を見ると、令和4年度がちょっと少ないのかなというふうに感じるのですが、ここは少なくなっている理由が分かれば教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

出産育児一時金でございますが、令和3年度が37件であったものが令和4度は21件、16件減っているといったところではございますが。これは、様々な要因があるとは思っております。その中の一つとしまして、やはり出産となりますと妊娠をされて大体40週、280日を経て出産ということになってまいります。そう考えたときに、令和4年度中というのは令和3年度妊娠といった形になってまいりますので、令和3年度の世の中というものを考えてみますと、やはりコロナ禍、緊急事態宣言とかを發した年でございます。そういった年にお子様を設けるかどうか、そういった選択といったところで少し減っているのではないかとというのが一つ。

また、国民健康保険の世代別人口などを見ましても、20代、30代という女性の方、出産の時期の方でございますが、そういった方が少し少なくなっている状況というのは見受けられるところでございます。そういったことも一つの要因になっているのではないかと考えておりますが、今年度から、それこそ出産育児一時金も50万円に引き上げられておりますし、今後また産みやすい制度設計

という形で、予定としましては令和6年1月1日という形で、産前産後の4箇月の国民健康保険税の免税制度などもできてくるところでございますので、環境のほうは徐々に整っていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をいたしました。令和3年度とかのコロナの影響があるのかなというところで、じゃあこれが国民健康保険に限らず全体的な傾向として、それが表れているというふうに認識したらいいんですかね。そうすると、また少子化に拍車がかかったんだというふうに認識ができるんですけど、そういった認識でいいんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の再度の質問でございます。

ちょっと他の保険者の状況というところは、申し訳ございません、ちょっと承知してないところでございますので、全国的にそういった状況があるのかどうかというところにつきましては、今回は国民健康保険の状況ということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） すみません、1点だけお聞かせください。

調書の463ページの第5款保健事業費の第2項保健事業費、第2目疾病予防費、保健指導事業に関してです。

この中にあります郵送型健診のことにに関してなんですけども、そろそろまた郵送型健診の時期にはなってくると思うんですが。課題のところに郵送型健診の結果により判明した若年者への保健指導や生活習慣病予防対策というのがあるんですけど、これ郵送型の場合、スマホd e ドックだと思えますが、これ本人に通知されるもので、これをどういうふうにつなげていくのかと、その結果が出たらここに相談してください、というの。このスマホd e ドックに1回だけはたしか相談が無料だったと思うんです。そういうのが受けられるというのがあったんですが。これ、市の中のどういった機関と連携をしていくのかというのはお考えあるんですか。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

郵送型検診ということでございますが、お答えをする前に、1点訂正のほうをさせていただきたいと思っております。

調書でございますが、463ページ、目的のところが一番上の欄でございます。①のところ、35歳から39歳対象となっておりますが、こちら令和4年度は30歳から39歳でございます。30歳に訂正のほう、お願いいたします。

また、課題のところでございますが、今御指摘いただいたところが課題というところございま

して、郵送型検診、自分で血液のほうを採って送っていただくという検診でございますので、それをいかに市のほうが把握して、適切な医療なり、指導なり、そういったところにつなげていくかというのが非常に課題となっているということで挙げさせてもらっているところでございますので、どうやっていくのかということは、今後考えさせていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。調書456ページ、第2款保険給付費、第6項葬祭諸費、第1目葬祭費、事業名が葬祭費なんですけど、これも、実は予想はしておるんですが、令和3年度90件で、令和4年度が96件で、この2年90件を超えておるということで、それまでの年と比べるとちょっと増えているのかなと思います。この理由が分かれば教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

葬祭費が増えている理由でございますが、国民健康保険加入者の年齢別被保険者の割合みたいなものというところで、60歳から64歳の方が1,023人いらっしゃいます。また、65歳から69歳が2,423人、70歳から74歳に限っては4,000人ということでございまして、今、団塊の世代が次々に後期高齢者に移っている時期ということでございまして、非常に年齢層が高い方が加入者に多い状態、今申し上げました60歳から74歳の方の全体に占める割合で申しますと、大体60%程度の方がそういった方になっておりますので、どうしてもお亡くなりになる方、そういった方も増えている状況があるといったところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 高齢化率が高まっていくのに伴って増えていっているのではないかという分析というふうに認識をいたしました。そうすると、ここには特段、新型コロナウイルスの影響で亡くなった方が多いとかといったような分析は入っていないというふうに認識していいんですか。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の再度の御質問でございます。

確かに、この中に高齢の方で新型コロナにかかってお亡くなりの方も入っている可能性は高いとは思っております。大きなトレンドといいますか、そういったところで申し上げますと、先ほどのような理由があると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) 御異議なしと認めます。よって、本件は認定すべきであると決定いたしました。

次に、認定第3号 令和4年度総社市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員(溝手宣良君) すみません。ページでいうと474ページになります。

第1款総務費、第2項徴収費、第1目徴収費、事業名、徴収費で、先ほど僕が聞いた、要は口座振替のところに関連するところなんです。あのときにちょっと同じように聞いたんですが、マイナンバーの普及が進んで義務づけられたら、ここが改善されるとか、特別徴収の数が増えて収納率が上がるとか、そういったことにはつながるのか、つながらないのか、そのあたりが分かればちょっと教えてください。

○委員長(萱野哲也君) 健康医療課長。

○健康医療課長(白神 洋君) 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

口座振替等々がマイナンバーによって非常に便利になるかどうかといったことだと思います。ちょっと、そういったことの詳細、どういったことができるかというところは、現在まだそういった具体というところが我々も承知してないところでございますので、そちらのマイナンバーの利用というところは、非常に注視してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長(萱野哲也君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) 御異議なしと認めます。よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、認定第4号 令和4年度総社市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員(溝手宣良君) すみません。調書でいうと493ページ、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第8目居宅介護住宅改修費で、事業名が居宅介護住宅改修費です。ここの執行率が80.1%で、関連するのに款項目一緒で498ページ、要支援と要介護と違って、要支援のほうの介護予防住宅改修費というのは執行率100%なので、執行率に差が出るのはどういった理由なのかなという、そういう分析をされていたらしゃれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○委員長(萱野哲也君) 長寿介護課長。

○長寿介護課長(重信憲男君) 溝手副委員長の御質問にお答えします。

要介護を持たれている方と要支援を持たれている方ということでの住宅改修の支出の科目が違うといったところもございまして、住宅改修をされる時がどのタイミングかというのがあるのかなというのがありまして、たまたま予防のほうの方が多くて今回は100%執行だったというのかなというぐらいの分析というか、そういうふうな認識を持っています。

以上でございます。

○委員長(萱野哲也君) 副委員長。

○委員(溝手宣良君) どちらも、要は上限あたり20万円のできる改修の内容も、たしかほぼか全く一緒だったと思うので、これタイミングだけの問題ですよというところで、特に何も差異はないというふうな御答弁でもあったかと思えます。私も、基本的にはそのように認識をしておるんですが、確認をさせていただきました。

ちょっと次の質問に移るんですが、517ページ、第5款地域支援事業費、第5項包括的支援事業・任意事業費、第6目任意事業費、事業名、家族介護支援事業で、これが位置情報端末装置導入助成金ということなんですが、これ令和4年度は4名助成しましたということで、令和3年度は助成実績なしだったということで、今回の執行率で見ても16.5%、これ、せっかくのこの制度が伸び悩んでるなというふうに認識をするんですが。ここが伸び悩んでいる理由が分かっているらしゃる、分析をされていたらしゃればそこを教えていただきたいのと、どうやってここを伸ばしていこうと今はされているのかといったところを教えていただければと思います。

○委員長(萱野哲也君) 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 溝手副委員長の御質問にお答えします。

G P Sのほうの端末なんですけど、基本的に行方不明になりそうなのというふうな方ということで、認知症の方が主なものだと思いますけど、そういった方にG P Sを持ってくださいねと言ってもなかなか持たないというのがあって、じゃあ何かに、かばんに入れたりとかというのなかなかそのかばんを持っていくかどうか分からないし、自転車につけてもその自転車に乗るかどうか分からないといったところがあるので、なかなかその部分が難しいかなというところと、もともと携帯電話とかをずっと持たれている方はずっと持たれるんですけど、そこで無料のアプリとかがあってといったところで、そういったものを活用されている方がいるというのは聞いたことがありますので、そういった方が多いのかなというので。

ここの4名の方に関しては、シューズ型のG P Sといったところで靴、この靴しかないよという感じにしとけばその靴を履いていかれるので、そういったところの部分で、今回は決算上は4名といったところで、その部分はよかったかなというのがありますので、そういったものをしっかりと、じゃあどういうふうにP Rしていくかということで、地域包括支援センターも含め、こういった認知症の施策といったところの部分も含めながら、しっかりといろんな介護等々でP Rのほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 今の御答弁をいただいて、よく分かるんですけど、そうすると、そもそも持っているスマホ等でアプリをダウンロードすることで、そういう機能の代わりになるのであれば、これが不要とまでは言わないにしても、なかなか促進されていかないということは、ここを伸ばすよりも、じゃあそのアプリの導入を促していったほうがいい、総社市としてそこを連携したほうがいいのかというふうになっていくのですかね。要は、せっかくの事業で、これだけいいものなのに使われないのだったら本当に意味ないので、使われるところにしっかりと傾注したほうがいいのかなど。よく行方不明者の捜索に関わった者とすれば、本当に途方も当たらない捜索活動が、G P Sである程度居場所が分かるんだったら随分軽減される、家族の負担も減るので、何かしらいい手を、おっしゃったようにアプリのほうの方が便利なんであれば、そっちに切り替えることも含めて検討はしたほうがいいのかと思ったんですけど、もう一度これからの考え方をちょっとお聞かせください。

○委員長（萱野哲也君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えします。

G P Sのほうの執行が伸びてないといったところ、こういった部分も含めて、そういったアプリの部分はどういうふうに活用できるかというのを、またしっかりと研究して、どういうふうに広めていこうかといったところをやっていききたいと思います。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。調書519ページに移ります。

第5款地域支援事業費、第5項包括的支援事業・任意事業費、第6目任意事業費、事業名、福祉用具、住宅改修支援事業、先ほどと同じようなことですが。ここは、要は福祉住環境コーディネーターの派遣ということなんですが、これはまだ実績2件だけということで、これ、先ほどの居宅介護住宅改修費であったり、介護予防住宅改修費と、これ当然関連があるんですよ、関連ないんですかね、すみません、ちょっと教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 溝手副委員長の御質問にお答えします。

住宅改修のほう、こちらは派遣事業なんですが、住宅改修をする上でそういったこと、助言等をいただきたいという方が申請のほうをしていただいて、派遣をするということでございます。実際ところ、ここは今、岡山リハビリ機器販売といったところに委託のほうをしていますが、その事業所が派遣の計画を立てて、住宅改修する場合には自分のところでやるので、派遣の委託は出さないよというところのルールもあって、それ以外のところでそういった住環境福祉コーディネーターからの指導を受けたいという方がおられたのが、今回は2件だったということになっております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） なので、先ほどでの居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費と関連してるか、してないかで言えば、しているということでもいいんですよ。しているのであれば、居宅介護のほうに161件の、介護予防のほうに145件であれば、それに対して2件なんで少ないので、これが本当に必要なのかなというふうになんて疑問を持ったんで、そこをお尋ねいたします。

○委員長（萱野哲也君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 副委員長の再度の御質問にお答えします。

実際、実績を見れば2件程度といったところでございますし、住宅改修をされる事業所によっては、こういった福祉住環境コーディネーターを持たれた方が、住宅改修するといったところの部分の計画をつくったりしますので、実際のところはそういった事業所がそのまま専門知識を持った方がやられるということが多々ありますので、ほぼ使われてないといったところで、こういった2件といったところでもありますので、これをこのまま続けるかどうかというのは、この実績を見ながら、また検討ということになるかと思えます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、私ばかりが申しておりますが。520ページ、第5款地域支援事業費、第5項包括的支援事業・任意事業費、第6目任意事業費で、ここは認知症サポーター等養成事業ですが、認知症サポーター、地道な活動養成講座を何度も何度も繰り返されておまして、ここの実績評価のところにもありますように、総サポーター数が1万名を超えていると、毎年

なんかちょっとコロナ禍があったから止まっているのか分かりませんが、小学校でもずっと社会福祉協議会の職員とかも一緒に行って、そういったこの養成講座をされているということで、いわゆるオレンジリングをつけている人が増えているんだろうなと思うんですけど、実際にはオレンジリングをつけている人をあまり見かけない、社会福祉協議会の建物の中ではよく見かけるんですけど、そこ以外ではあまり見かけないのが現状でして、この養成講座を受講してサポーターとなったのはいいんですが、実際にサポーターとして活動をされてる方がどれぐらいいるのか。いわゆるチームオレンジだったかな、ああいったものを組んでちゃんと活動している方、またはそこまでしていなくても、私もそこまでは今できてないんですけど、このオレンジリングは常につけているんですが、こういった方が増えることで、また意識の醸成というのが出てくると思うんですが、そういった活動をしている方またオレンジリングの装着者といったそういった方々、受講者、その後はどういったことになってますか。人数が積み重なっているだけだとあまり意味がないのかなというふうに思うので、現状、サポーター養成講座を受講した方のその後の活動状況をちょっと教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

オレンジリングのほうなんですけど、ちょっと今はオレンジリングのほうを提供ということをしてなくて、カードというふうな形での提供のほうに代えさせていただいております。なので、ちょっとオレンジリングの普及、つけられている方が少ないというところだと思うんですが。

サポーター養成講座を終わって、その後どうするかということなんですけど。その後はステップアップ講座ということで、もう少し詳しく認知症のことを勉強される方もおられて、そこから先ほど言われましたチームオレンジということで活動をされる方というふうなことになってます。どうしてもその次のステップ、その次のステップということになると、だんだん人数のほうは少なくなっておりますが、そこは活動する上で、そういったサポーター養成を受けられた方にはお声かけをして、次のステップに行ってくださいということをしかりと包括支援センターも含め声かけをして、より多くの方で認知症の方を見守る地域をつくるということを努力しております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） その後の活動の中の一環で、以前、コロナ禍に陥る前の話ですが、各地に出向いてというか、認知症の役をされる方が外にいて、それこそチームを組んで出発して声をかけてとか、そういった訓練もしたことがあったというふうに記憶をしておるんですが。またそういったことも復活させていくという予定はあるんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 溝手副委員長の御質問にお答えします。

認知症SOS声かけ訓練ということだと思うんですが。コロナ禍の間はさすがにちょっとできな

かったんで控えておりましたが、今年度、令和5年度に関しては、各地域で、やり方はそれぞれ各地域のやり方があるんですが、復活してやるということで今準備のほうを進めていっております。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） はい、承知をしました。

もう一個だけ、523ページについて伺いたいと思います。

款項一緒で、目が認知症総合支援事業費で認知症初期集中支援推進事業という事業名であります。いろいろな事情があつて25.7%という執行率なんだろうが、ここを推進することによって、また先ほどのGPS端末の導入とかといったところにつながっていくのかなというふうに思ったりするんですが。ここをもうちょっと強化して取り組む必要があるのかなというふうに思います。令和4年度外部のチーム員に依頼しての会議ゼロ件というようなことも出ておりますが、ここを今後強化していくおつもりがございますか。

○委員長（萱野哲也君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 溝手副委員長の御質問にお答えします。

この初期集中支援チームで会議ゼロ件ということで、こういったことで各包括支援センター等々が各地域から相談を受けて初期集中ということで、病院に行かれない方という形の方をどういうふうに支援していくかということ、会議とかでどういうふうに進めていくかというのがありますが。そういったこと、各包括支援センターの中で幾ばくか解決していつているといったところもあつたりするので、そういった初期集中の会議のほうまで上がってこないという事例があるのかなというのはあるんですが。そうではなくて、そういったところも含めながら、包括支援センターなり、居宅介護支援事業所とか、介護事業所等々の方にも、こういった初期集中支援チームというのがあるので、そういったところを広くPRして、そういったこと、困った方がおれば、こういった相談というのが乗れるよということ、令和4年度多職種連携で会議を1回開いて、そういう周知をしたというのがあるので、今後もそういったことで広くいろんな方に周知して、こういったことがあるので、相談等々してくださいということを広めていこうと思っております。

○委員長（萱野哲也君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。よって、本件は認定すべきであると決定されました。

認定の審査は全て終了しました。

監査委員におかれましては、長時間にわたり御苦勞さまでした。

また、以後の議案等の審査に関係のない説明員の方もここで退席されて結構です。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時0分

再開 午後3時9分

○委員長（萱野哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第50号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） それでは、議案第50号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第4号）につきまして、本委員会の所管に属するものについて御説明申し上げます。

便宜、歳出から御説明申し上げますので、予算書の12、13ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金のうち、説明欄3行目の子育て王国そうじゃ基金積立金は144万7,000円を基金に積み立てるものでございます。

同款同項第16目諸費、第22節償還金、利子及び割引料50万円の増額は、令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の実績額確定に伴い生じる国庫補助金の返還金でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目障害福祉費の補正額33万7,000円の増額は、障がい者・児の行方不明等による事故防止や安全の確保のため、SOS、そうじゃおかえりサポートシステムの対象に障がい者・児を加えるとともに、GPS機器の購入等に対し3万円を上限に助成するための経費で、第11節役務費はSOSシステムの事前登録者に対する損害賠償責任保険料、第19節扶助費はGPS機器の購入等に対する助成金10件分でございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 続きまして、14、15ページを御覧ください。

第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、第7節報償費169万3,000円は、総社市立五つ星学園義務教育学校、幼稚園開校に伴う記念品を購入するものでございます。第10節需用費10万4,000円のうち、消耗品費6万6,000円は閉校式用の花代、食料費7,000円は閉校式における来賓用の茶菓子代、印刷製本費3万1,000円は、開校記念用シール作成に係る費用でございます。第12節委託料112万4,000円のうち、看板等設置委託料64万8,000円は、現在の昭和小学校、昭和中学

校に義務教育学校の看板を設置するものでございます。また、化粧箱製作委託料47万6,000円は、開校記念品を入れる箱を製作するものでございます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 文化芸術課長。

○文化芸術課長（小野玲子君） 続いて、第5項社会教育費、第8目文化センター費、第11節委託料310万5,000円の増額は、総合文化センター、市民会館やカミガツジプラザなどの利用者の安心・安全を守るため、防犯カメラを設置しようとする経費でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、10ページ、11ページにお戻りください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第3目民生費寄附金につきましては、ヤングケアラー事業指定寄附として、しおつか泌尿器科クリニック様から頂戴した寄附金10万円でございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） 調書は13ページになります。

第10款教育費、第5項社会教育費、第8目文化センター費で文化センター管理経費ですが、これ第12節の委託料で防犯カメラ設置委託料とあります、これがカミガツジプラザへ310万5,000円。先ほど御説明がありました利用者の安心・安全を守るため防犯カメラ設置なんですけど、これ一体何基設置されるのか。それで、複数設置するのであれば、カメラ1基当たりの単価は分かっていますか。この防犯カメラでデータが残るんだと思うんですけど、このデータの管理はどのようにされるんですか。

そして、このカミガツジプラザ、タイルというか、下とか、割と壊されていたというのがあって、そういったところもあって防犯カメラを設置するのかなと思うんですけど、それであると、何ゆえこのタイミングで補正で上げてこられたのか、そのあたりを教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 文化芸術課長。

○文化芸術課長（小野玲子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

今回の、まず何基かということですが、5基設置をいたします。

それから、1基当たりの単価ですが、単価でいうと20万円となります。20万円を5台で100万円ということなんです。

それから、データ管理ですが、大体1週間程度のデータ、1週間遡っては見れます。また、上書きされるようなシステムになっています。

最後、なぜ補正かということですが、今年の7月下旬に総社警察署のほうから、令和5年度に入ってから市内の公園において器物損壊等の犯罪行為が発生しておりまして、少年補導の件数が激しく増加している。防犯カメラの設置は犯罪行為を思いとどまらせるということで、犯罪を抑

止する効果が非常に高く、万が一のときの証拠にもなるので、カミガツジプラザにおいても公園広場であり、過去に器物破損があったということで、早急に設置してほしいという警察からの要望もあり、今回の補正予算に計上したものでございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） はい、承知をいたしました。

カミガツジプラザでは以前から壊されていたということがあったけれど、それは計画していなかったが、他の公園等で犯罪行為というか、そういうのが多発し、少年補導の実態が増えているとおっしゃったと思ったんですが、そういったことを踏まえて、警察からの要望もあり、カミガツジプラザへ早急に設置してほしいということだったんですが。

カメラ、これ5基であると、カミガツジプラザにあらゆる方向から5基設置してということで、そのデータの管理といったところで、1週間分のデータが保存できて、それをずっと古いものから消去というか上書きをしていくんだと思うんですが。だから、そのデータは、どこで管理をしてあるのか。要は、カメラ本体にマイクロSD的なものが入っていて、そこで管理ができるのか。それともどこか、有線なり、無線でデータがどこかのハードディスクなりに飛ばしてあって、そこで管理をしているのかというところを教えてください。

そして、カメラが1基20万円で5台で100万円ということは、残りの210万5,000円が設置費用ということになるんですかね。何かちょっとバランス的にうんっと思ったんですけど、もう一度そのあたりを教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 文化芸術課長。

○文化芸術課長（小野玲子君） データのほうは、ハードディスクのほうに保存するようになります。

310万円の概算でございますが、カメラ代金が先ほど申しあげました100万円、それから録画記録の機能として50万円、そして工事費が、設置するところが勤労青少年ホームの壁であったり、市民会館の壁であったり、とても高所の作業になるので、それから線を引っ張ってきたりする電源を引く作業もありますので、少し工事費のほうが高くなっております。概算で310万円となります。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） もう一点、先ほど教えていただきましたデータ保存しているハードディスクの録画つきというものはどこに置いてある、どこで管理するのでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 文化芸術課長。

○文化芸術課長（小野玲子君） 文化センターの事務所で管理いたします。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） すみません。溝手副委員長とちょっと同じところでの質問になるんですけども。これ警察のほうから、そういう抑止力になるので、防犯カメラをつけてくれという話があっ

たんですけれども、これ今は設置の料金だけになっているんですが、これ防犯カメラがあるよというのをお知らせしないと、多分抑止力にならないと思うんですけれども。ただ、その壁の上のほうにあったら何か小っちゃいで、すごく見づらい、それがものすごく目立つカメラでもないと思うんで、その点をどうするかというのも込みで考えていくんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 文化芸術課長。

○文化芸術課長（小野玲子君） 防犯カメラ設置中という文言がよく見えるところに大きな文字で掲げようと思っております。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。多分それをすると抑止力にはなるかなとは思いますが。あと夜なことも多いんで、ちょっとその看板が夜でも目立つようにするとか、そういうのも必要かなと思います。

今そういう、これは公園のところの話にもなるのかもしれないんですけど、カミガツジプラザでも器物破損があったのかどうか。この今の答弁ではちょっと分からないんですけども、それがあつた場合、市としては被害届というか、そういうのというのは出してるんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 文化芸術課長。

○文化芸術課長（小野玲子君） まず、夜も見えるような計画なのか。見えるようにしたいと思います。

それから、昨年度になるんですけれども、カミガツジプラザで電灯二つと水銀灯一つが壊される事案がございました。警察にも相談いたしまして、加害者からも謝罪があり、弁償もしてもらってるんですけども、その場合は14歳未満ということで、被害届は出せなかったというケースでございました。

警察等にも相談するように毎回しています。

○委員長（萱野哲也君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 失礼いたします。実際に設置する経緯からも、警察には御相談というものはあるんですけども、常日頃から教育委員会、学校、警察、そして我々、青少年育成センターも含め一緒に活動しております。その中で、特に今年度に入ってから、いわゆる少年補導の件数がすごく上がっているんだと、そういう中で、やっぱり市内の公園でも被害があるし、また去年被害のあったカミガツジプラザということでやっております。もしも、当然こういう被害あつたら警察にもすぐ相談するようにしております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。調書7ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目障害福祉費、事業名、障害福祉一般経費なんですが、ここの第11節役務費の中の、要はそうじゃおか

えりサポートシステム事前登録者損害賠償責任保険料20人分というのは、今回補正なんですけれど、予想以上に20人追加で申込みがあったから20人の補正なんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） 災害保険料、今20人分としている20人には、特に事前に今20人登録申出があるわけではなくて、なかなかその辺のニーズの把握が難しいところなんですけど、保険会社と相談して大体20人は、1回目の最初のお支払いするパイとしてもこのぐらいでいいんじゃないかという御相談をさせてもらって、20人を計上しております。実際支払いは、その登録された人数によって精算をするような形になると思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。私ちょっと勉強不足だか記憶が曖昧というか。SOSシステムの、この事前登録者損害賠償責任保険って、いつかの一般質問で山田議員が認知症の方が多分列車を止めるであるとか、列車事故等で高額な賠償になる場合があるから、こういった保険をしたほうがいいんじゃないですかということが始まることになったのが、このタイミングだったんですかね。今までにこれあったんではたっけ、私てつきりもう導入されてるものと勘違いを今しておまして、今のお話だとこれから始めるというようなお話だったような気がしたんですが。ちょっとすみません、その高額な賠償についての保険を今回始める。だから、SOSシステムに今の時点で登録してある人って20人より多いのかなというふうに思うんですけど、今のSOS登録者数とこの保険料の見込み数との関係性がちょっと僕よく見えなかったんですけど、すみません、もう一度御教授願えたら助かります。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） このたび補正予算を掲げておりますのは、山名委員からの一般質問でありました障がい者・児に対応するためのシステムを今回始めるに当たって、予算を計上しております。これまで認知症に係るSOSの経費ですとかは、既に長寿介護課のほうの予算で計上しておりますので、新たに始める障がい者分ということでの予算になります。

（「私の勘違いですな」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 溝手副委員長とちょっと同じ場所の質問にはなるんですけども、ちょっと言った本人が質疑するというのも。

まず、この位置情報端末装置の導入に関してなんですけど、これは、今やってる認知症の方と同じやり方になると思うんですけど、それに対しての要綱ですとか、今、認知症の方、たしか申請要綱というのは出来上がっていると思うんですけども、これまた新たにこの障がい者・児を加えたものをつくるのか、それとも今の認知症の方に加えて、足してつくるのか。別でまたつくるのか、一緒のものをやっていくのかというところですね。

あと、先ほど溝手副委員長からあった山田議員は、以前に質問したのが附属するものも加えるのか、GPSがあって、それGPSを入れる靴だったり、それをしまうポーチとかだったり、そういう附属するものを加えるんですかというのがあって、それは加えていくということで、多分今は靴とか、そういうのは全部対象にはなってると思うんですけど、それと同じやり方でこれを行っているのかというのをちょっとお聞かせください。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） このたび障がい者・児の見守りGPSの購入助成、予算が可決した暁には、要綱のほうは、認知症のとは別に障がい者用の見守り購入助成要綱をつくる予定で、今準備をしているところです。

対象になる機器も認知症と同じように、併せて購入する際の附属機器の購入代金も含めて対象にしようと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） 先ほど溝手委員の御質問にありましたSOSの今現在の登録者数は、認知症のほうは180人で、保険の対象になっている方は112人です。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。

先ほどの介護特別会計のときにもちょっと溝手副委員長からも指摘があったように、これがあっても使えなければ意味がないというのは確かにありまして、これをどういうところでPRしていくかということが重要になってくるかなと、それで障がい者を育ててる方、もちろんその本人のためでもあるんですけども、家族のために。例えば行方不明になったとしてもここまではどこに行ったかというのが分かるというのがあったり、そこら辺は一助になると思いますので、そういう方、どういうところでPRしていくかというのも、ちょっと併せて考えていっていかなければならないかなと思っておりますので、その点も含めて、今現時点でどういうPRを考えているかということをお聞かせいただければ。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） このたびの補正予算が可決されて要綱ができましたら、一応10月1日からの施行を考えております。ですので、まず11月の広報紙のほうには載せていただくということで、広報のほうと担当と話をしているところです。その他、自立支援協議会の会議ですとか、社会福祉協議会の基幹相談のほうとか、そういったところにお知らせできるようなチラシのようなものを作って、周知のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） よろしいですか。

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち、本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) 御異議なしと認めます。よって、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第51号 令和5年度総社市介護保険特別会計補正予算(第1号)の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長(重信憲男君) 議案第51号 令和5年度総社市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明いたします。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,664万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億8,964万8,000円とするものでございます。今回の補正予算は、令和4年度の介護給付費負担金等の額及び繰越金が確定したことに伴うものが主なものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金につきましては、前年度の保険給付費等の確定により、介護給付費準備基金に積み立てるもので108万2,000円を増額するものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者保険料還付金100万円の増額につきましては、前年度の決算等に伴う第1号被保険者保険料還付金の増額でございます。

次に、第2目償還金1億7,402万4,000円の増額につきましては、前年度の保険給付費等の確定により、国庫支出金などが超過交付となったことから返還しようとするものでございます。

第9款予備費54万2,000円の増額につきましては、予算調整に伴うものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

8ページ、9ページにお戻りください。

第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第2目地域支援事業支援交付金54万4,000円の

増額は、前年度の地域支援事業費の確定による社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

第9款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金100万円の増額は、第1号被保険者保険料還付金の増額に伴い、基金から繰入額を増額するものでございます。

第10款繰越金につきましては、令和4年度決算額の確定により1億7,510万4,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件を可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時35分